

交通事故など（第三者行為）に伴う届出のご案内

交通事故や傷害など、第三者（加害者）の行為によるケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものですが、国民健康保険上の診療として治療を受けられる場合もあります。

国民健康保険上の診療として治療を受けるときは、法令により保険者への届出が必要となりますので、下記の書類を速やかにご提出ください。

記

1 第三者行為による傷病届

2 事故発生状況報告書

* 過失割合等の判断をする資料となりますので、道路状況、信号・標識、速度の他、周囲の状況、道路の幅員なども詳しく記入してください。

3 交通事故証明書、人身事故証明書入手不能理由書※

* 交通事故の発生を証明するもので、自動車安全運転センターにて発行されます。

※提出する「交通事故証明書」が「物件事故」の場合や、被害者の氏名が記載されていない場合は「人身事故証明書入手不能理由書」もご提出ください。

4 同意書

5 誓約書

* 加害者の方に記入してもらってください。

《提出先》 品川区 健康推進部国保医療年金課 給付係 第三者行為担当
〒140-8715 品川区広町 2-1-36
TEL 03(5742)6677（直通）

※加害者の代わりに一時的に国保が負担した医療費は、品川区が後日加害者に請求します。

示談をする前に必ず上記届出を行ってください。

※以下の場合は、国保で治療を受けることはできません。

- ・加害者からすでに治療費を受け取っていたり、示談している場合
- ・業務上のケガで労災保険が適用される場合
- ・酒気帯び運転、泥酔によるケガの場合
- ・けんか、無免許運転、故意によるケガの場合